

ジブラルタ生命の

米国ドル建認知症保障終身特約

(無解約返戻金型)〔無配当〕

米国ドル建介護
保障付終身保険
(低解約返戻金型)
専用の特約です

ご存知ですか？

介護が必要となった主な原因

第1位 は「**認知症**」です！

※出典:裏表紙下に記載

認知症の前段階である「**軽度認知障害(MCI)**」も注目されています。この特約は「**認知症**」に加えて
「**軽度認知障害(MCI)**」にも
備えることができる特約です。軽度
認知障害
(MCI)

認知症

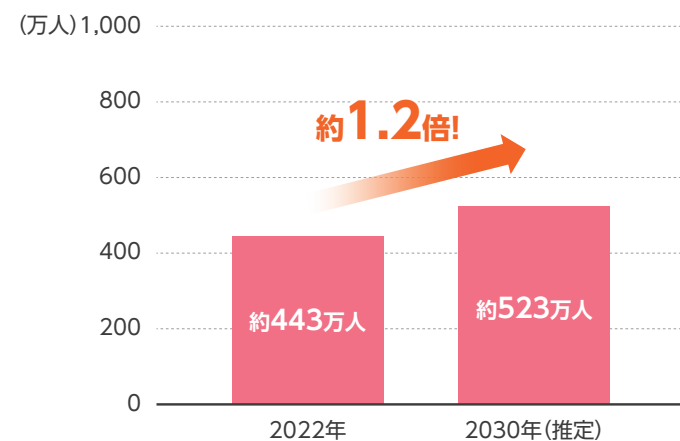
1 「軽度認知障害(MCI)」と「認知症」についてご存知でしょうか？

認知症は突然発症するのではなく、健康な状態から徐々に進行していきます。
この健康な状態と認知症の間にあるのが「**軽度認知障害(MCI)**」とよばれる状態です。



2 「認知症」になる可能性は十分にあります。

● 認知症患者の将来推定(2030年) **出典1**



2030年の**65歳以上**の認知症患者の割合は
約7人に1人になると予想されます **出典2**



認知症の前段階の**軽度認知障害(MCI)**になる可能性もあるかも？

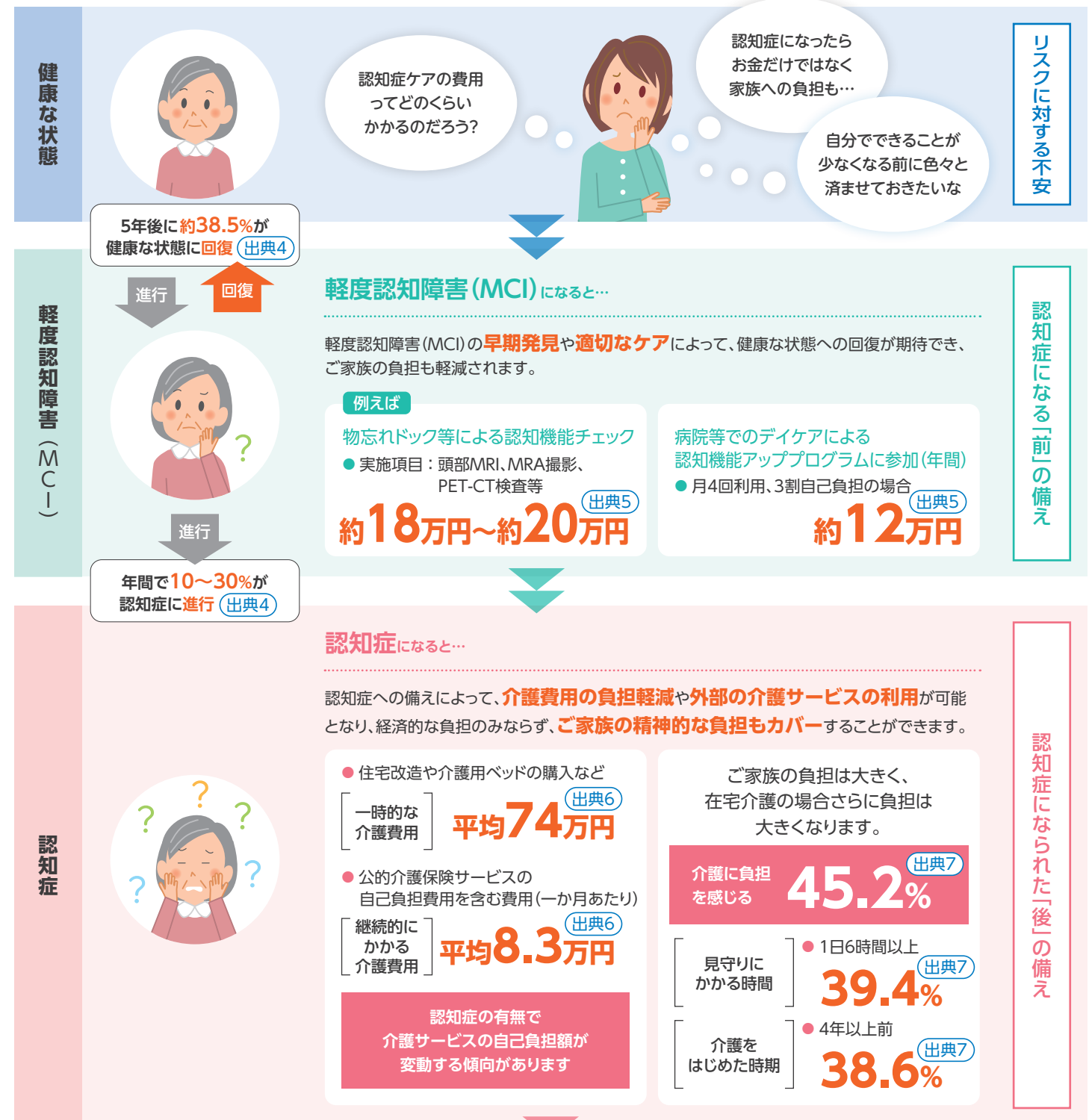
「若年性認知症」とは？

65歳未満も認知症にかかる可能性も？ **出典3**

一般的に65歳以上に多いといわれている認知症ですが、**65歳未満が発症する場合は「若年性認知症」とよばれます。**
若年性認知症の患者数は**3.57万人**といわれ、**平均年齢は54.4歳となります**(2020年発表時点)。
若年性認知症の場合は、多くの方が仕事や子育て等を現役でされている場合が多いため、いざというときのために、**ご家族への負担をカバーできるように検査や介護費用等への備えをすることが大切です。**



3 「軽度認知障害(MCI)」の早期発見と適切なケアによる回復効果への期待と、「認知症」の経済的・精神的負担への備えが大切です。



ご自身やご家族の将来設計に希望を。
本特約を付加することで、軽度認知障害(MCI)や認知症になられた場合のケアや治療費に備えることができます。

- 出典1** 内閣官房 認知症施策推進関係者会議(第2回)資料「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」をもとにジブラルタ生命で作成
出典2 内閣府「令和5年版高齢社会白書」をもとにジブラルタ生命で作成
出典3 厚生労働省「若年性認知症ハンドブック(令和2年9月改訂4版)」
出典4 厚生労働省老健局「第78回社会保障審議会介護保険部会(令和元年6月20日)参考資料」
出典5 (株)セールス手帖社保険FPS研究所調べ 認知機能のチェックは、実施する医療機関や検査種類、デイケアは、健康保険の自己負担

- 割合などにより異なる。
出典6 生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」
出典7 厚生労働省「平成26年3月 認知症の人を介護する家族等に対する効果的な支援のあり方に関する調査研究」(株)野村総合研究所調べ

米国ドル建認知症保障終身特約について

詳しくは次ページ

この特約は「軽度認知障害」「器質性認知症」に備える、米ドル建の特約です。

1 「**軽度認知障害**」になられたときに、**軽度認知障害保険金**(*)をお受取りいただけます。(*)認知症保険金額×30%

つぎの①および②のいずれにも該当されたとき、保険金をお受取りいただけます。

- ①被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始日からその日を含めて180日目の翌日以降に軽度認知障害に該当したこと
- ②医師によって認知機能検査および画像検査により、①に定める軽度認知障害と診断確定されたこと

2 「**器質性認知症**」になられたときに、**認知症保険金**をお受取りいただけます。

この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、責任開始日からその日を含めて180日目の翌日以降に器質性認知症に該当したと医師によって診断確定されたとき、保険金をお受取りいただけます。

「器質性認知症」とは、認知症の状態の中で、ジブラルタ生命の約款に支払事由として定めているものをさします。
(例) アルツハイマー型認知症・血管性認知症 等

3 **解約返戻金**をなくすことで、**特約保険料が割安**です。



4 **不慮の事故**によりジブラルタ生命所定の身体障害状態になられた場合、以後の特約保険料の**お払込みが免除**になります。



本特約についてご確認ください

- 米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の介護保障50%プラン／100%プランに付加することができる特約です。
主契約の新契約時、および中途付加も可能です。※この特約を単独でご契約いただくことはできません。
- 主契約の死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金を支払われた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。
なお、主契約のお支払事由が器質性認知症を原因とした場合は、軽度認知障害保険金と認知症保険金(すでに軽度認知障害保険金をお受取りいただいている場合は認知症保険金)をお受取りいただいた後に特約は消滅します。

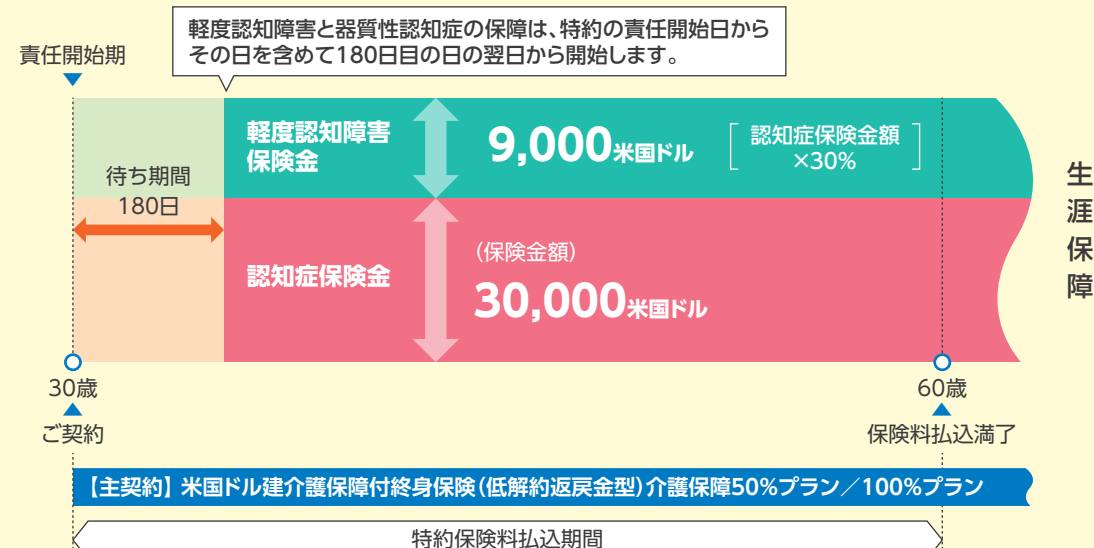
詳しくは4ページ・裏表紙にも記載されています。ご検討いただく際にはご確認ください。

⚠ **米ドル建の特約のため、為替変動により円で払込む保険料や円で受取る保険金等が変動します。**

為替リスクについて 詳しくは5～6ページ

⇒ 商品のしくみ

〈イメージ図〉新契約時に付加する場合



⇒ 保険金のお受取り例

軽度認知障害保険金 9,000米ドル
認知症保険金 30,000米ドル
介護保険金 【主契約】

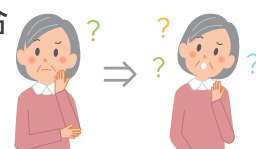
A 「**軽度認知障害**」になられた場合



軽度認知障害保険金をお受取りいただけます。

特約継続
9,000米ドル
※軽度認知障害保険金お受取り後も保険料は変わりません。

B 「**軽度認知障害**」になり、その後「**器質性認知症**」に進行した場合



軽度認知障害保険金のお受取り後、さらに認知症保険金をお受取りいただけます。

特約継続 → 特約消滅
9,000米ドル 30,000米ドル
※軽度認知障害保険金お受取り後も保険料は変わりません。

C 「**器質性認知症**」になられた場合



軽度認知障害保険金と認知症保険金の両方をお受取りいただけます。

9,000米ドル + 30,000米ドル
特約消滅

D 主契約が「**器質性認知症**」を原因とした介護保険金の支払事由に該当された場合



主契約の介護保険金に加えて、軽度認知障害保険金と認知症保険金の両方をお受取りいただけます。

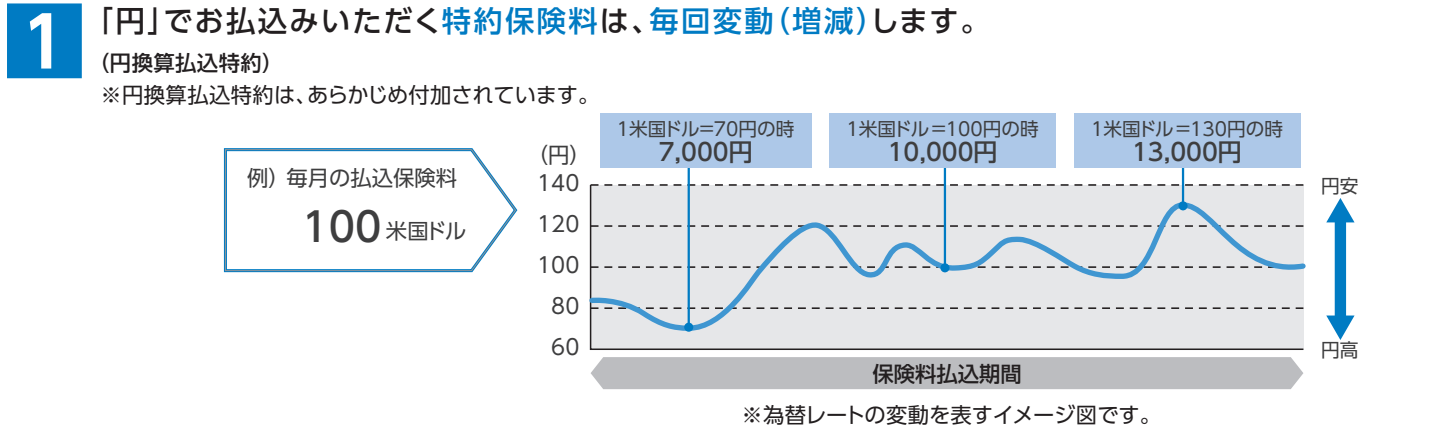
9,000米ドル + 30,000米ドル + 介護保険金【主契約】
特約消滅

✔ 必ずご一読ください

為替リスクについて
（「円」でお取扱いする際の注意事項）

この特約は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。
したがって、保険金額等（米国ドル）を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額（円）を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

- この特約にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します**。
- 円で特約保険料等をお払込みいただく場合の**為替レート**と円で特約保険金をお受取りになる場合等の**為替レート**には**為替交換手数料が含まれています**。したがって、**為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。



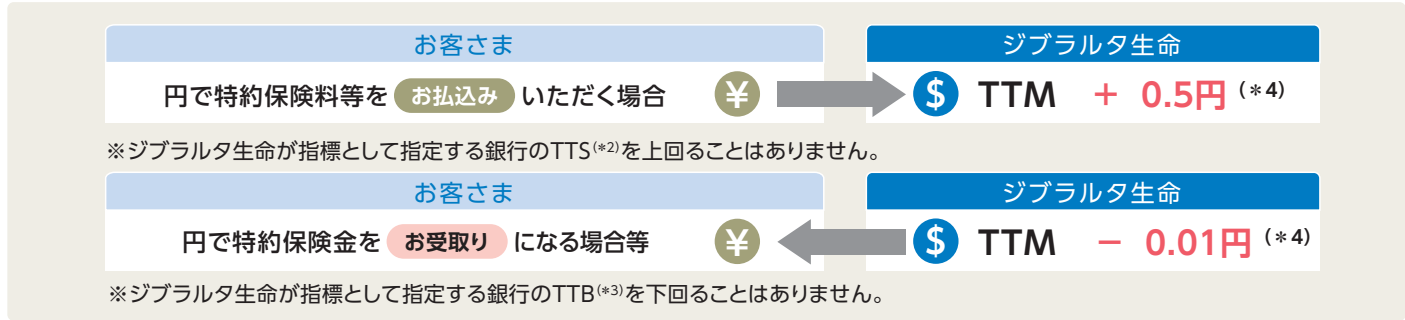
2 「円」で**特約保険金**をお受取りになる場合、お受取金額は**変動**します。
（円換算支払特約）

円高 ↓ 円安	例）保険金額 100,000 米ドル	1米ドル = 70円の時	7,000,000円
		1米ドル = 100円の時	10,000,000円
		1米ドル = 130円の時	13,000,000円

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^(※1)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



(※1) 銀行間の取引レート（為替相場の基準値）（対顧客電信仲値）
(※2) 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート（対顧客電信売相場）
(※3) 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート（対顧客電信買相場）
(※4) 2024年9月17日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

✔ 必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■**保険関係費用**
お払込みいただく特約保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■**外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用**
【円で特約保険料等をお払込みいただく場合の費用】
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料（0.5円^(※5)／1米国ドル）が含まれています。
【円で特約保険金をお受取りになる場合等の費用】
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料（0.01円^(※5)／1米国ドル）が含まれています。

■**特約保険金を年金で受取る場合にご負担いただく費用**
年金開始日以後、年金管理費として支払年金額に対して1.0%^(※5)を年金支払日に年金基金から控除します。
※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱い

（※5）2024年9月17日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特 約	対 象	換 算 基 準 日	適 用 する 為 替 レ ー ト
1 円換算 払込特約	第1回特約保険料	特約保険料払込日（着金日）の前日	円で特約保険料等を お払込み いただく場合 の為替レート
	第2回以後の特約保険料	特約保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^(※6)	ジブラルタ生命受領日（着金日）	
2 円換算 支払特約	軽度認知障害保険金	所定の必要書類を ジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で特約保険金を お受取り になる場合等 の為替レート
	認知症保険金		
	保険金等の支払方法 の選択に関する特約 による据置支払	据置期間 満了前 据置期間 満了時	
	保険金等の支払方法の選択に 関する特約による年金 （年金基金が米国ドル建の場合）	年金支払日の前日	

(※6) 将来の保険料の全部または一部を前もってお払込みいただくことができます（前納）。
※ 上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット（ホームページ）	ジブラルタ生命コールセンター
https://www.gib-life.co.jp/ 営業日ごとに、当日午前0時に公開します。	ミ ナ ジ ブ ロ ッ ク 0120-37-2269 通話料 無料 【受付時間】 平日 ▶ 9:00～18:00 土曜 ▶ 9:00～17:00 （日・祝・年末年始を除く）



ご検討にあたって確認いただきたい事項

この特約を付加する場合には条件があります

●新契約時に付加する場合

主契約と同一の特約保険料払込期間のみ選択可能です。

●中途付加する場合

新契約で取扱をしている契約年齢範囲内かつ主契約の払込期間の範囲内で取扱可能です。また、主契約が年払込の場合は年払込、歳払込の場合は歳払込の中途付加のみ取扱います。ただし、主契約の保険料が払込免除となっている場合は、中途付加できません。

この特約は無効になる場合があります

●この特約の責任開始期以後に、この特約の待ち期間中（この特約の責任開始日からその日を含めて180日以内）に、器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合

この特約は無効となり、すでに払込まれた特約保険料は契約者に払戻します。

●この特約の責任開始期より前に、器質性認知症または軽度認知障害の原因が生じていた場合

待ち期間経過後（この特約の責任開始日からその日を含めて180日目の翌日以降）に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合でも、認知症保険金または軽度認知障害保険金はお支払いできません。

この場合、この特約は無効となり、すでに払込まれた特約保険料は次の①②のいずれかのとおり取扱います。

①契約者および被保険者が責任開始期より前に、器質性認知症または軽度認知障害の原因が生じていたことを知らなかった場合
すでに払込まれた特約保険料は契約者に払戻します。

②契約者または被保険者が責任開始期より前に、器質性認知症または軽度認知障害の原因が生じていたことを知っていた場合
すでに払込まれた特約保険料の払戻しはありません。

この特約は消滅する場合があります

■認知症保険金をお受取りいただいた場合、この特約は消滅します。

■主契約の死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金を支払われた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。主契約のお支払事由が器質性認知症を原因とした場合は、軽度認知障害保険金と認知症保険金（すでに軽度認知障害保険金をお受取りいただいている場合は認知症保険金）をお受取りいただいた後に特約は消滅します。

■特約が消滅した場合でも、解約返戻金のお支払いはありません。

※その他の消滅する事由については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この特約には解約返戻金がありません

■この特約には解約返戻金がありません。そのため、この特約を解約しても解約返戻金のお支払いはありません。

その他

■この特約に高額割引制度の取扱はありません。

■この特約の特約保険料払込方法には月払・半年払・年払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。

■この特約の特約保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。

■被保険者が受取る認知症保険金および軽度認知障害保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として、非課税になります。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2024年8月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※【表紙の出典】厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター **0120-37-2269**

通話料
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先（担当者）>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。